

雲南市こども応援団規約

(目的)

第1条 雲南市の将来を担う子どもたちが自立した社会人になれるよう、地域の教育力を高め、学校等への地域人材活用を推進するために「雲南市こども応援団」を組織する。

(名称及び所在地)

第2条 名称及び所在地は、次の表のとおりとする。

名称	雲南市こども応援団
所在地	雲南市木次町木次 1013-1

(事業)

第3条 雲南市こども応援団(以下「応援団」という。)は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 学校等への講師派遣による教育又は学習支援事業
- (2) 教育ポータルサイト運営等による地域への情報提供や交流を促進する事業
- (3) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 応援団の会員は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市民、市出身者及び市にゆかりのある個人で、第1条の目的に賛同した上で申込みを行った一般会員とする。
- (2) 市長及び教育長が推薦する特別会員

(事務局)

第5条 応援団の事務を処理するため、事務局を雲南市教育委員会学校教育課内に置く。

2 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) その他必要な職員

3 事務局長は、雲南市教育委員会学校教育課長をもって充て、職員は、事務局長が任免する。

(会計報告)

第6条 応援団は、毎年の会計経理の状況を会員に報告するものとする。

(委任)

第7条 この規約に定めるものほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。